

令和 2年 6月 4日

# 市内事業者の事業継続を支援

～竹原市中小企業者等事業継続支援給付金の受付を開始～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業自粛等により、大きな影響を受ける事業者のうち、国の「持続化給付金」の対象とならない市内事業者の事業継続を支援します。

給付金額 一律10万円

給付対象者 竹原市内に事業所のある事業者で、令和2年1月から5月までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上（事業収入）が20%以上減少した月がある者。ただし、国の「持続化給付金」の対象者を除く。

令和元年6月以降に創業した者など、市長が本事業の趣旨に基づき、対象者として認める事業者。

受付期間 令和2年6月8日（月）から9月30日（水）まで（当日消印有効）

申請方法 申請書を竹原市ホームページからダウンロードして、添付書類を同封して郵送。  
（密集を避けるため、ご協力をお願いします。）

窓口の設置 上記の申請方法での申請が困難な者に限り、申請書の配布及び受付のための臨時窓口を設置します。

期間 令和2年6月8日（月）から6月19日（金）まで

場所 竹原市民館1階ロビー

時間 平日 9時00分から16時00分まで

問い合わせ

地域振興部 産業振興課 商工観光振興係 担当：道面

TEL0846-22-7745 FAX0846-22-1113